

鹿沼市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱
— 概要版 —

平成27年4月1日

1 この要綱の制定の目的

この要綱は、防犯カメラ等による撮影が「個人情報の収集」に該当するため、個人情報の適正な収集及び管理を行う目的で制定されました。

(1) 「個人情報」とは？

鹿沼市個人情報保護条例（平成10年鹿沼市条例第28号。以下「条例」といいます。）第2条第1項に規定されており、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(2) 「個人情報の収集」ができる場合

市の実施機関は、条例第10条第2項の規定により、同項に定められた場合にのみ個人情報を収集することができます。

防犯カメラ等については、同項第8号が根拠となるため、鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、実施機関が個人情報の収集の必要性を判断することとなります。

(3) 要綱を定める意味

この要綱は、鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて定められているため、この要綱の規定を遵守して防犯カメラ等の設置及び運用がされている場合には、条例の規定に基づく適正な個人情報の収集及び管理がされているということが出来ます。

(4) この要綱が適用される部署

この要綱は、「市長部局」に適用されます。教育委員会、農業委員会その他の執行機関が設置した防犯カメラ等については、それぞれ当該執行機関が定めた規程に基づき運用を行ってください。

2 この要綱が適用される防犯カメラ等について

【第2条】 次の条件の全てを満たすものには、要綱の規定が適用されます。

【物理的条件】

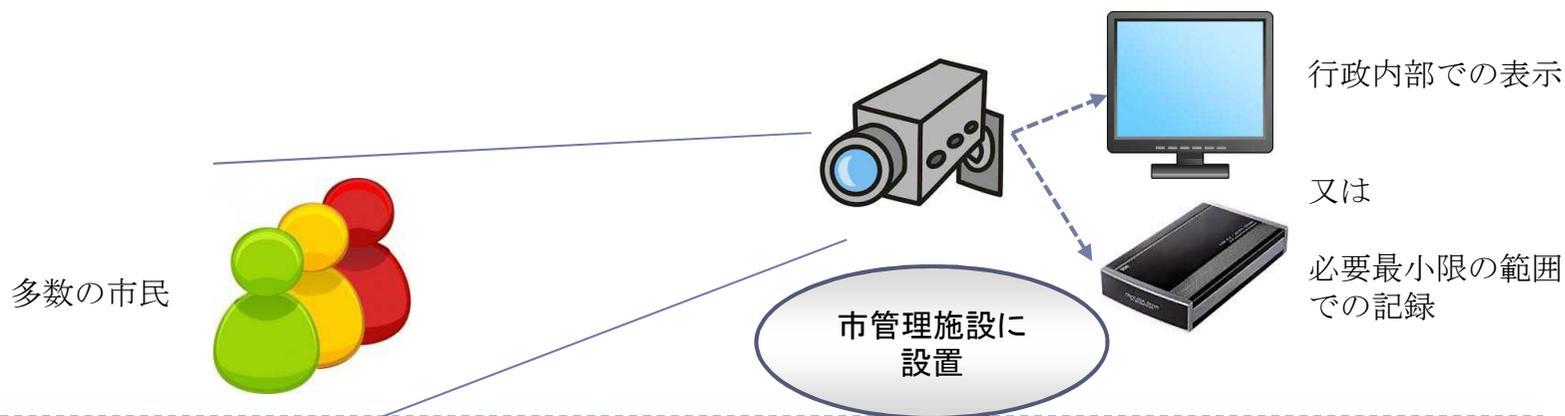
- 市管理施設に継続的に設置されたものであること。
 - 多数の市民等が集まり、又は出入りする場所に設置されたものであること。
- ※機械室、サーバ室等の関係者のみが立入る場所に設置されているカメラは、この要綱の適用対象となりません。

【機能的条件】

- 個人を識別可能な画像又は映像を撮影し、かつ、当該画像又は映像を表示又は記録する機能が有ること。
- ※個人を識別可能な画像又は映像を表示する機能だけを有するものも要綱の適用対象となります。

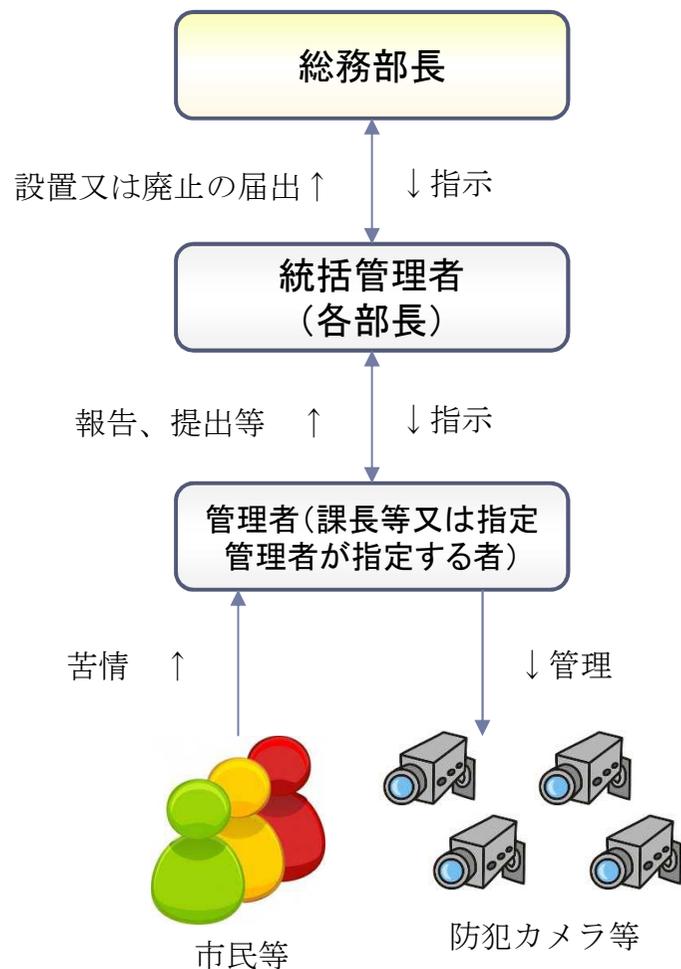
◆ 注意点

要綱の適用対象となるかどうかの条件には、「設置目的」が含まれていません、そのため、上記の物理的条件と機能的条件を満たすものに対しては、その設置目的を問わず、この要綱の規定が適用されます。



2 防犯カメラ等の管理体制について

【第3条】 防犯カメラ等の管理は、次の体制で行います。



総務部長は、個人情報の保護を主管する立場にあるため、市長部局における防犯カメラ等の設置又は廃止の状況を把握し、必要に応じて個人情報の適切な収集又は管理について、指示をします。

統括管理者は、部内の防犯カメラ等について統括的に管理する立場にあるため、防犯カメラ等の設置又は廃止について総務部長に届出を行うほか、管理者からの報告を受け、防犯カメラ等の管理全般について必要な指示を行います。

①管理者は、防犯カメラ等の適切な運用が行われるよう事務を管理するほか、防犯カメラ等の管理に必要な情報を収集し、記録し、及び統括管理者に報告します。

②管理者は、自らが管理する防犯カメラ等について、市民等からの苦情を受け、必要な対応を行います。

※防犯カメラ等の管理が指定管理者の事務に含まれる場合は、管理者は、当該指定管理者が指定する者となります。

3 統括管理者等の具体的な事務について

統括管理者及び管理者が行う事務は、おおむね次のとおりです。

事務を行う者	根拠条項	事務の内容
総務部長	第4条第3項	防犯カメラ等の設置又は廃止の届出があった際の統括管理者への指示
統括管理者	第3条第2項	防犯カメラ等の管理者の設置
	第4条第2項	防犯カメラ等の設置又は廃止をしようとする場合の総務部長への届出
	第8条第1項第3号	記録映像等の保存期間を14日以上とすることの承認
	第10条第1項	防犯カメラ等の苦情についての管理者からの報告の受理
	第10条第2項	管理者が年度ごとに1回行う報告（苦情及び管理表に係るもの）の受理及び管理者への必要な指示
	第10条第5項	管理者が定期的な見直しを行った場合における管理台帳の受理
管理者	第3条第4項	防犯カメラ等についての市民等からの苦情を受け付ける窓口の設置
	第7条第2項	映像等の複製又は印刷の承認
	第8条第3項	記録映像等の複製又は加工の承認
	第10条第1項	防犯カメラ等についての市民等からの苦情の受付及び統括管理者への報告
	第10条第2項	少なくとも年度ごとに1回の統括管理者への苦情及び管理表に係る報告
	第10条第4項	防犯カメラ等の運用に関する定期的な見直しの実施
	—	その他要綱の規定に基づいた防犯カメラ等の適切な設置及び運用に関する事務

4 防犯カメラ等の管理の具体的内容について

防犯カメラ等の設置又は運用について要綱が定める事項は、おおむね次のとおりです。

◆「設置」に関する基準【第4条第1項、第5条】

- ①防犯カメラ等は、安全の確保、犯罪の予防その他市管理施設を適切に管理するために必要な場合にのみ設置することができます。
- ②防犯カメラ等は、市民等の目に付きやすく、市民等が操作することができない場所に設置しなければなりません。
- ③撮影範囲は、必要最小限の範囲とし、トイレ、更衣室、授乳室等が含まれないようにしなければなりません。
- ④防犯カメラ等を設置している旨の表示を施設の入口、受付等に設置しなければなりません。
- ⑤防犯カメラ等が撮影した映像等を表示する機器は、部外者から見えない場所に設置しなければなりません。
- ⑥映像等を記録する機器等は、施錠可能な場所に設置しなければなりません。
- ⑦防犯カメラ等は、設置目的に応じた最低限の機能を有し、個人情報への侵害に繋がるような不必要な機能を有してはなりません。
- ⑧防犯カメラ等は、原則としてコンピューターネットワークに接続してはなりません。ただし、設置目的を達成するための相当の理由がある場合は、適切な対策を講じた上でコンピューターネットワークに接続することができます。

◆「運用」に関する基準【第6条～第8条】

- ①防犯カメラ等が撮影した映像等は、管理者の承認がなければ、複製又は印刷をすることができません。
- ②防犯カメラ等が撮影した映像等の保存期間は、原則として、14日を超えてはいけません。ただし、法令等に定めがある場合、目的外利用等の請求を受けた場合又は統括管理者が承認した場合は、14日を超えて保存することができます。
- ③映像等を記録する機器等には、パスワードの設定、暗号化その他不正利用を防止するための措置を講じなければなりません。
- ④記録された映像等の複製又は加工は、管理者の承認を得なければすることができません。
- ⑤映像等を記録した機器等を廃棄する場合は、当該廃棄した機器等が不正に利用されないことがないよう、データの消去、物理的破壊等の措置を講じなければなりません。

※ 目的外利用等の手続について

防犯カメラ等により撮影された映像等は個人情報に該当するため、その目的外利用及び外部提供には、条例第11条が適用されます。 条例に定められた手続によらず、目的外利用等を行うことがないようにしてください。

5 防犯カメラ等の機能について

防犯カメラ等が不必要な機能を有する場合は、個人情報の侵害に繋がる可能性があるため、要綱は基準を定めています。

1 カメラの性能について

チェック	カメラの機能
	映像等が不必要に鮮明なものにならないよう、カメラは不必要に高精細な映像等を撮影する機能を有しないこと。
	設置目的を達成するために必要な場合を除き、音声の録音機能を有しないこと。
	無線により映像等を送信することができる機能を有しないこと。

2 記録媒体について

チェック	カメラの機能
	保存期間を超えた記録映像等を自動的に削除する機能を有すること。
	記録映像等の不正利用を防止するため、暗号化、パスワード設定等の機能を有すること。
	無線により記録映像等を他の機器に送信し、又は他の機器から閲覧させる機能を有しないこと。
	記録映像等の閲覧、複製、削除等について、履歴を管理する機能を有していること。
	盗難を防止するため、施錠等による固定がしやすい形状を有していること。

※ 防犯カメラ等の機能の特異性

不必要に鮮明な画像や録音する必要のない音声は、個人情報の侵害に繋がるおそれがあります。そのため、個人情報の保護という点からは、高性能な防犯カメラ等が必ずしも良いものとは限りません。

7 整備する様式について

(1) 様式第3号 記録映像等管理表

防犯カメラ等により機器に表示され、又は記録された映像等について、複製、加工、目的外利用等をした場合にその内容を記録し、個人情報の漏えい等が発生した場合の追跡性を確保するために管理者が整備する様式です。

様式第3号（第8条関係）

記 録 映 像 等 管 理 表

防犯カメラ等設置施設名

管理者の職氏名

年月日	記録区分	対象となる防犯カメラ等	承認又は目的外利用等の内容	承認・目的外利用等の相手方	廃棄の際に講じた措置	備考
	承認・目的外利用等・廃棄					
	承認・目的外利用等・廃棄					
	承認・目的外利用等・廃棄					
	承認・目的外利用等・廃棄					

(注) □1 □「記録区分」欄は、該当する者を○で囲むこと。

□□□□2 □「対象となる防犯カメラ等」欄には、防犯カメラ等管理台帳（様式第2号）の連番を記載すること。

□□□□3 □「承認・目的外利用等の相手方」欄には、承認にあっては当該承認に係る職員の指名、目的外利用等にあっては当該目的外利用をした部署等の名称を記載すること。